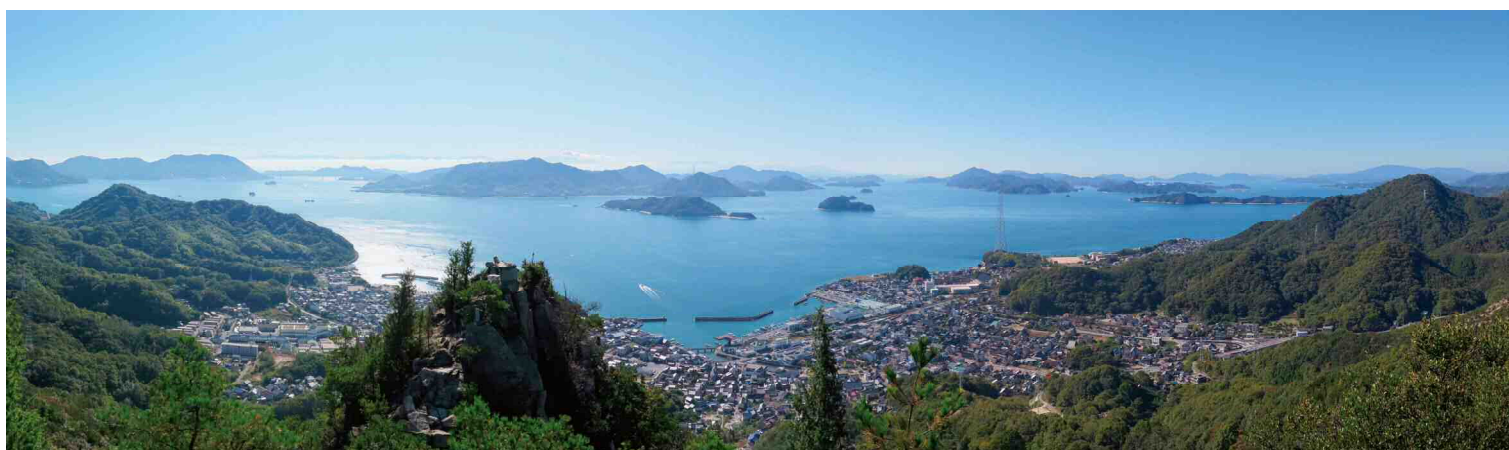
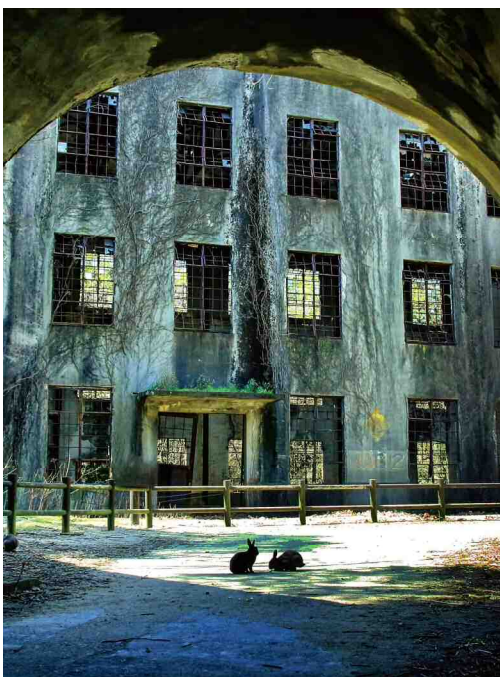
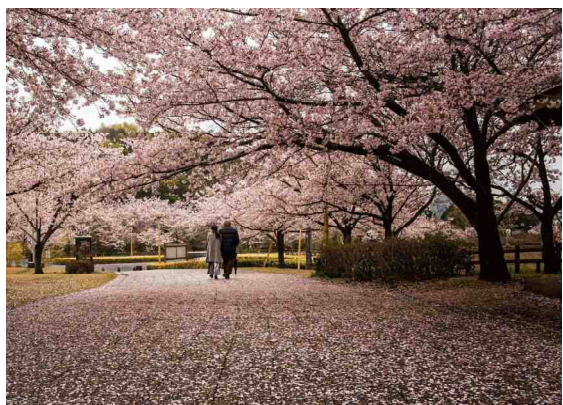


LANDSCAPE PLAN OF TAKEHARA CITY

竹原市景観計画【概要版】

令和4年3月

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち



1 景観計画策定の背景・目的

本市では自然や歴史・文化を生かした「竹原らしい豊かな景観づくり」を市民、事業者及び行政の連携・協働で行い、誰もが「愛着」と「誇り」をもつことができる景観を形成していくことを目的として、竹原市景観計画を策定しました。

2 竹原市が目指す景観づくり

市内に点在する自然資源や歴史資源、まちでの伝統行事などは四季に応じて多彩な景観を創出しています。竹原らしい景観を一人ひとりが守り・活かすことで、これからも四季を通じて美しく、魅力ある竹原を守りつづけるとともに、資源を生かした交流を促進させ、地域に賑わいを生むことを目指します。

景観形成の将来像

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち

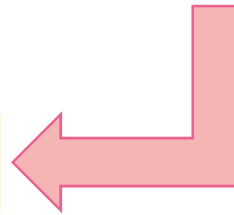
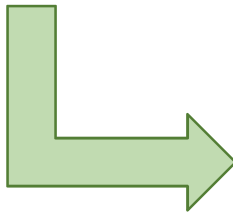
◇誇りある景観を
「まもる（保全）」



◇魅力ある景観を
「みがく（創出・活用）」



◇愛着のある景観を
「ととのえる（改善）」



◇一人ひとりの力を
「つなぐ（協働）」



竹原らしさを感じる代表的な景観



黒滝山から見る忠海市街地と多島美



たけはら町並み保存地区（憧景の路）



JR 竹原駅前商店街（あいふる通り）



普明閣からの眺望



本川の雁木と竹原住吉まつり



仁賀ダム



内堀公園



バンブー・ジョイ・ハイランド



JR 呉線

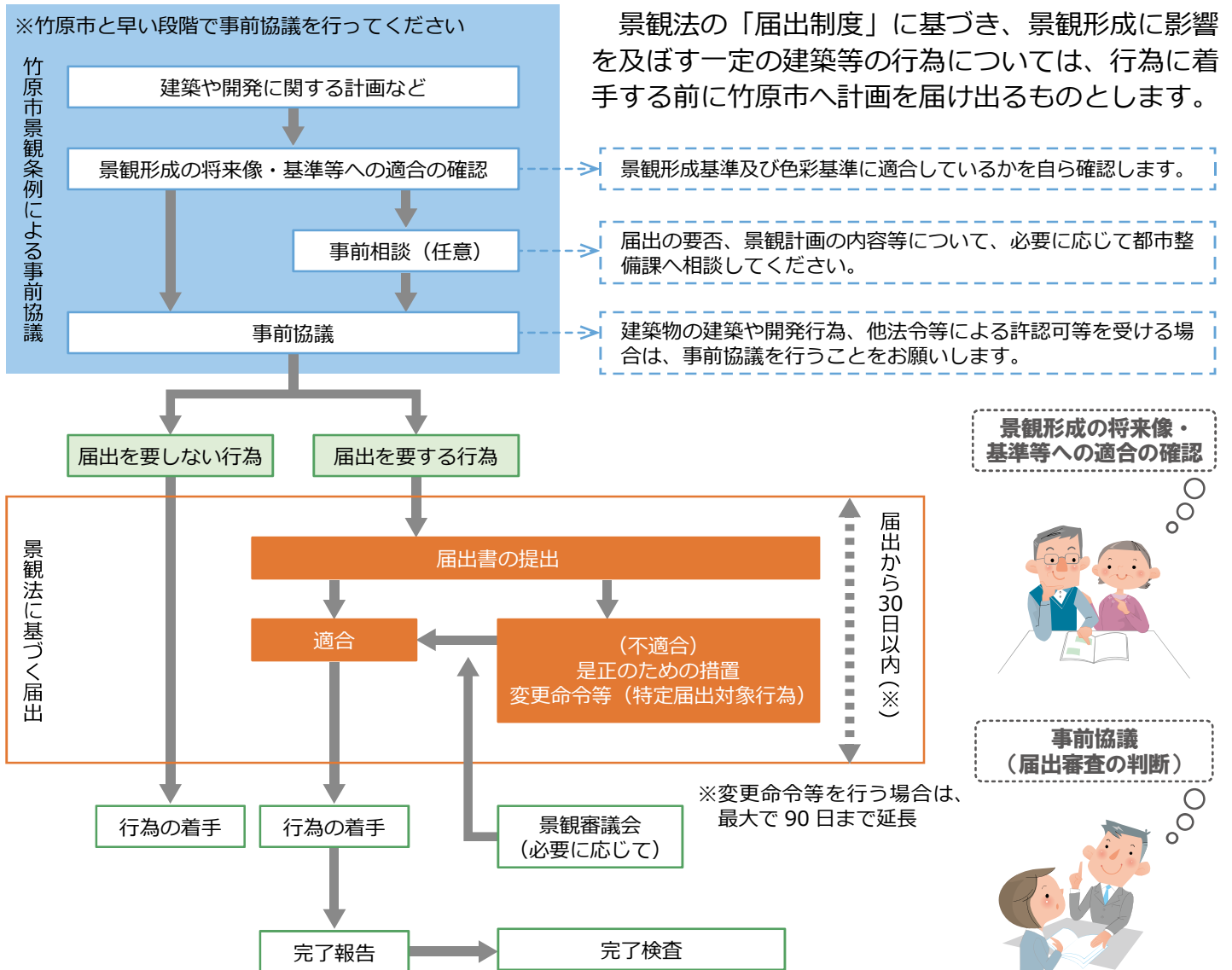
3 景観計画で定める行為の制限

景観法に基づく届出

景観計画区域内において、以下に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとし、届出の詳細については、本編（P.37～P.39）を参照してください。

行為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの ※重点地区については規模を限定しない
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	・本編に示す工作物の区分に従い、次のとおりとする。 a：高さ5m及び長さ10mを超えるもの b：高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの c：高さ20mを超えるもの
建築物、工作物の外観の変更	・建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの ※重点地区の建築物については規模を限定しない
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ5m及び長さ10mを超えるもの
土地の区画形質の変更	・区画形質の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・法面又は擁壁が高さ5m及び長さ10mを超えるもの
屋外における物品の集積、貯蔵	・集積、貯蔵の高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるもの

届出の流れ



景観法の「届出制度」に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定の建築等の行為については、行為に着手する前に竹原市へ計画を届け出るものとし、

4 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設

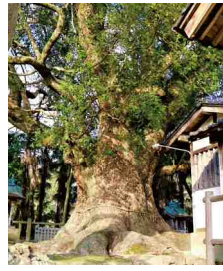
地域の自然、歴史、文化、生活などの特性を有し、特に良好な景観の形成を推進する上で重要となる建造物や樹木、道路・河川・都市公園などの公共施設は、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定制度を活用し、保全・活用していきます。



旧日の丸写真館
(国登録有形文化財)



宿根の大桜
(市天然記念物)



楠神社のクスノキ
(県天然記念物)



賀茂川の石積み護岸

※写真はあくまでもイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

5 景観まちづくりの推進

計画実現に向けた役割

計画実現に向けて、市民、事業者、行政等の様々な立場の人がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成のための取組を協働して進めていきます。

市民 の役割

- 身近なことから地域の景観形成に主体的な参加
- 行政が発信する情報等により景観への理解を深める
- 地区レベルの景観まちづくりの展開など

事業者 の役割

- 事業活動上の利害を超え、地域貢献の一環として景観まちづくりに参加・実践
- 開発を伴う事業では、景観形成基準に適合した上で地域の景観に配慮
- 住民・行政と連携した景観まちづくりの実践など

行政の 役割

- 景観形成をリードする公共施設の整備や適切な維持管理の推進
- 良好な景観形成の推進に向けた庁内体制づくり、国や県、近隣の市町等との連携による総合的な施策の実施
- 市民・事業者が主体となった景観まちづくり活動の支援など

良好な景観形成の実現に向けて

竹原市では、良好な景観形成の実現に向けて、景観計画の次なるステップとして、以下の取組を推進します。なお、これらの取組は、景観形成の基本方針の一つである“一人ひとりの力を「つなぐ(協働)」”に基づいて推進していきます。

(1) 景観まちづくりに関する事業等の実施

関係法令等の横断的な活用、景観まちづくり事業の継続、竹原駅前エリアウォークブルビジョンの実現等

(2) 景観への市民意識の醸成

竹原市景観形成ガイドラインの作成等

(3) 景観まちづくりのルール・体制づくり

景観審議会の設置、景観アドバイザー制度の導入等

(4) 防災事業の推進



酔景の小庭の整備



竹原駅前周辺地区の
将来イメージ

■ 景観計画区域とゾーニング

竹原らしいまとまりをもった景観を形成し、市全域で景観づくりを進めていく必要があることから、「竹原市全域」を景観計画区域とします。

山なみゾーン

【景観づくりの目標】
山々の緑豊かな自然景観の保全を目指します。



鎮海山の竹林

田園集落ゾーン

【景観づくりの目標】
集落と農地が周辺の自然と調和した安らぎのある景観形成を目指します。



東野の田園風景

まちなかゾーン

【景観づくりの目標】
竹原市の中心地として、竹原らしい魅力と賑わいのある景観の創出を目指します。



竹原駅前商店街

住宅地ゾーン 歴史まちなみ地域

【景観づくりの目標】
“竹原らしさ”を継承し、生活と伝統が融合した歴史的景観の維持・向上を目指します。



忠海市街地

住宅地ゾーン

【景観づくりの目標】
生活の場として、市民が落ち着きを感じる景観形成を目指します。



新開地区周辺

沿道景観軸


【景観づくりの目標】
市外からの来訪者も多く利用する主要幹線道路沿いは、“竹原らしい”玄関口となる景観形成を目指します。



国道185号

河川景観軸


【景観づくりの目標】
竹原の水と緑のシンボル軸として、周辺の景色と調和した景観形成を目指します。



賀茂川中流の石造り護岸

多島美ゾーン 近代産業地域

【景観づくりの目標】
臨海部に立地するレンガ工場や火力発電所などの近代的な産業の景観形成を目指します。



竹原火力発電所

多島美ゾーン

【景観づくりの目標】
瀬戸内海の豊かな自然景観を有する島々による多島美を生かした景観形成を目指します。



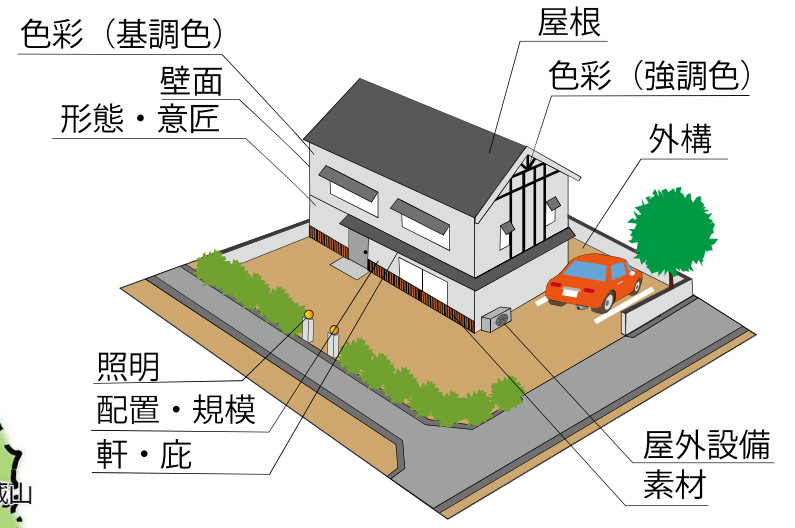
沿岸部の高台からの多島美



■ 景観形成基準

景観計画区域を対象として、「1景観法に基づく届出」に該当する行為について、景観形成基準を示します。

景観形成基準としては、建築物又は工作物の形態・意匠の制限、高さの制限、色彩基準などの必要な制限を定めています。詳細は本編（P.40～P.54）を参照してください。

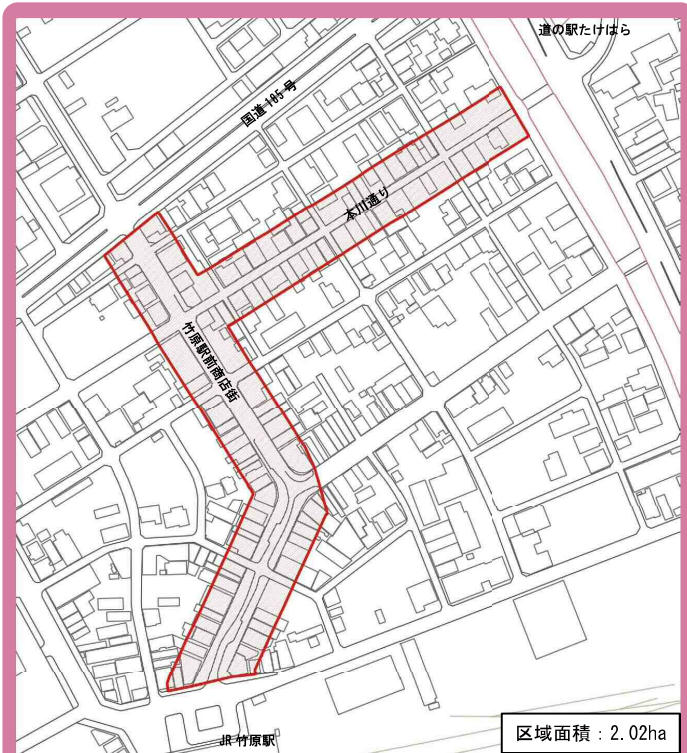


凡例（ゾーニング）	
（ピンク色）	まちなかゾーン
（黄色）	住宅地ゾーン
（オレンジ色）	住宅地ゾーン（歴史まちなみ地域）
（薄黄色）	田園集落ゾーン
（薄青色）	多島美ゾーン
（濃青色）	多島美ゾーン（近代産業地域）
（緑色）	山なみゾーン
（赤い点線）	沿道景観軸
（青い点線）	河川景観軸
（緑色の縦線）	稜線
（赤い点線）	集落
（緑色の三角）	山地
（赤い点線）	地域拠点

重点地区の景観づくり

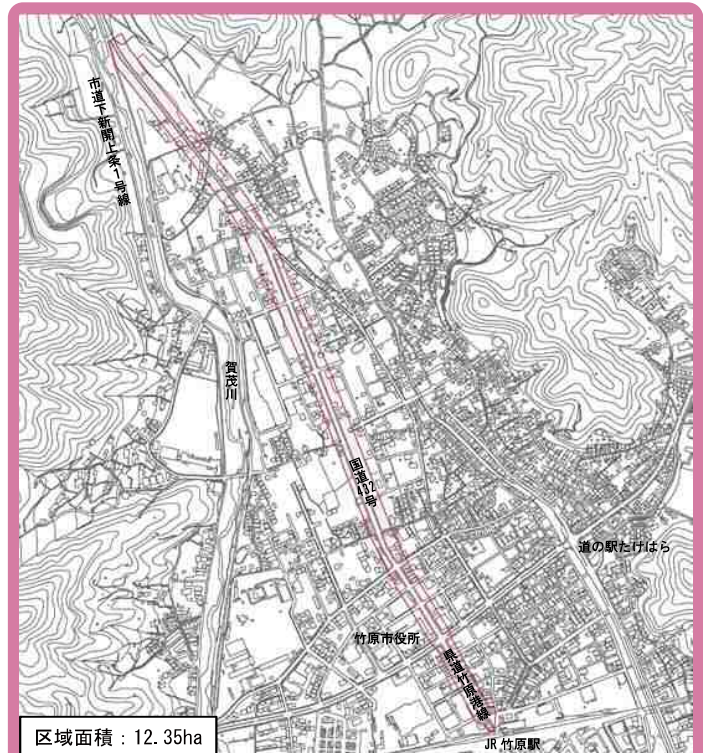
特に竹原らしい景観を有し、将来にわたり景観を保全すべき地区または竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区と位置付け、地区の実情に合ったきめ細かな景観誘導を図ります。

1. 竹原駅前周辺地区 (P.32)



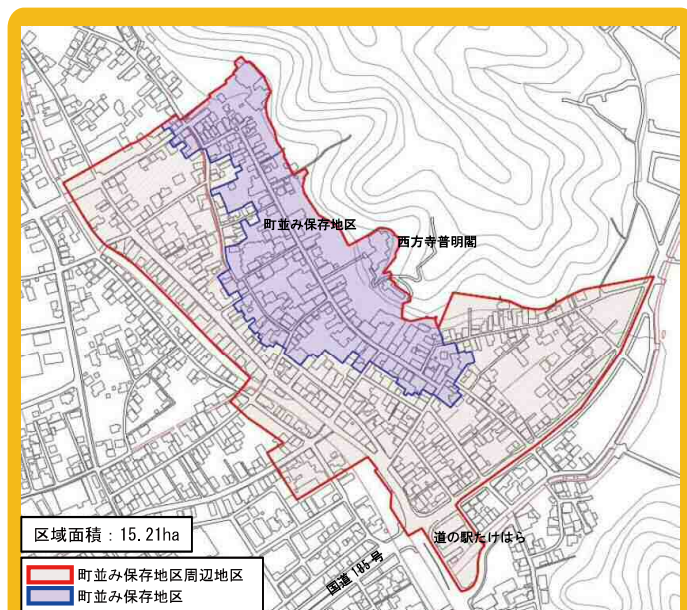
まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成を目指しています。

2. 竹原シンボルロード周辺地区 (P.33)



シンボルロードとしての竹原らしさと利便性を備えた良好な沿道景観の形成を目指します。

3. 町並み保存地区周辺地区 (P.34)



町並み保存地区とその周辺地域の連携した景観の保全を目指しています。

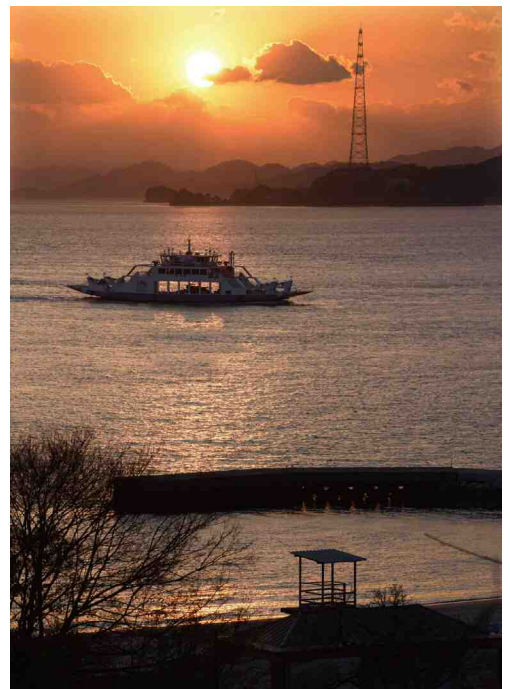
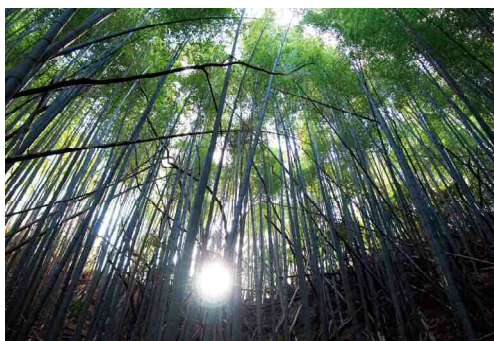
4. 忠海市街地周辺地区 (P.35)



歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成を目指します。



 **竹原市**
TAKEHARA CITY



表紙・裏表紙に掲載している写真は、竹原市景観 17 選の市民公募から選定された写真です。